

講習会テキストダイジェスト版
 <残土・汚染土コース>

【お願い】 出典資料を使用する場合は、出典元の関係団体等の承諾を得てください。

3. 土壌汚染対策法

3-1 法の概要

(1) 法改正について

土壌汚染対策法は平成 14 年に制定後、平成 21 年に改正されています。さらに、平成 29 年 5 月に改正され、第 1 段階 (平成 30 年 4 月) と第 2 段階 (平成 31 年 4 月) に区分して施行されています。(本文中では下線を付記)

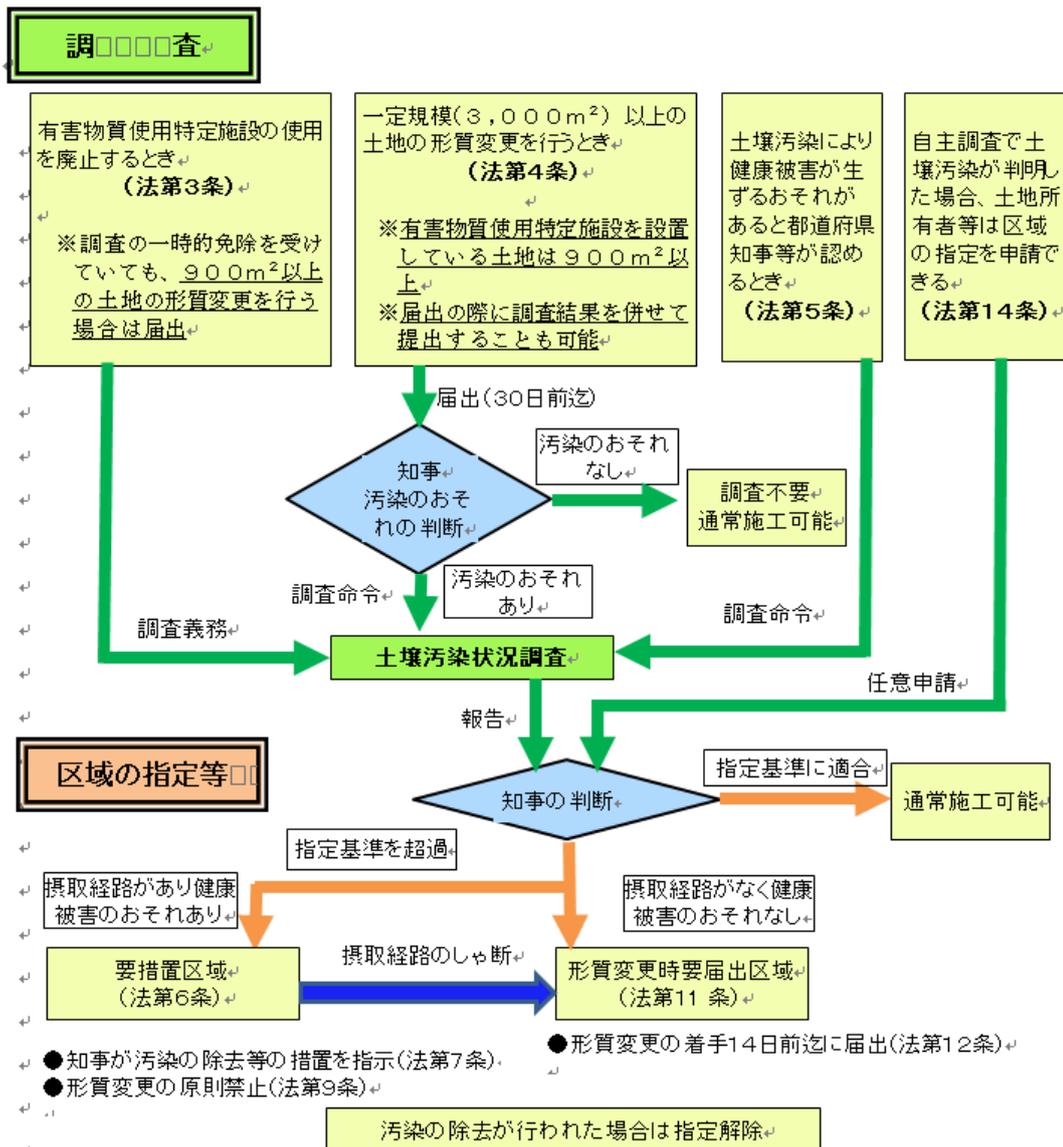
(2) 法の仕組み

一定の要件の「土地所有者等」に対して「土壌汚染状況調査」とその調査結果の報告を義務づけ、基準を超える汚染が認められる場合、「都道府県知事等」は当該区域を「要措置区域」または「形質変更時要届出区域」(総称する場合は「要措置区域等」) に指定し、公示することになります。

要措置区域については、都道府県知事等が土地所有者等に対し汚染の除去等の措置を指示します。この措置により「特定有害物質」の摂取経路の遮(しゃ)断が行われた場合、当該区域は形質変更時要届出区域となり、この区域の土地の形質を変更を行う場合は届出が必要となります。また、要措置区域等に指定された土地の土(土壤)は、「汚染土壌」として取り扱わなければなりません。すなわち、汚染土壌を搬出する場合は、事前の届出、管理票の交付、汚染土壌処理施設への搬出などが義務づけられています。

※土地所有者等：土地の所有者、管理者または占有者

※都道府県知事等：都道府県知事または土壌汚染対策法に基づく政令市の長



3-2 土壤汚染状況調査と区域の指定

(1) 特定有害物質

規制対象となる特定有害物質として、26種類の有害物質が定められています。

- ・汚染された土壤の直接摂取（摂食または皮膚接触）による健康影響があるもの（土壤含有量基準）
- ・地下水等の汚染を経由して生じる健康被害があるもの（土壤溶出量基準）

特定有害物質の種類		汚染状態に関する基準		第二溶出量基準 (mg/L)	
		土壤溶出量基準(mg/L)	土壤含有量基準(mg/kg)		
第一種特定有害物質 (揮発性有機化合物)	クロロエチレン	0.002 以下	—	0.02 以下	
	四塩化炭素	0.002 以下	—	0.02 以下	
	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	—	0.04 以下	
	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	—	1 以下	
	1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	—	0.4 以下	
	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	—	0.02 以下	
	ジクロロメタン	0.02 以下	—	0.2 以下	
	テトラクロロエチレン	0.01 以下	—	0.1 以下	
	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	—	3 以下	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	—	0.06 以下	
	トリクロロエチレン	0.03 以下 ※0.01 以下	—	0.3 以下 ※0.1 以下	
	ベンゼン	0.01 以下	—	0.1 以下	
	第二種特定有害物質 (重金属等)	ガドミウム及びその化合物	0.01 以下 ※0.003 以下	150 以下 ※45 以下	0.3 以下 ※0.09 以下
		六価クロム化合物	0.05 以下	250 以下	1.5 以下
シアン化合物		検出されないこと	50 以下 (遊離シアンとして)	1 以下	
水銀及びその化合物		水銀が 0.0005 以下、かつ、アルキル水銀が検出されないこと	15 以下	水銀が 0.005 以下、かつ、アルキル水銀が検出されないこと	
セレン及びその化合物		0.01 以下	150 以下	0.3 以下	
鉛及びその化合物		0.01 以下	150 以下	0.3 以下	
砒素及びその化合物		0.01 以下	150 以下	0.3 以下	
ふっ素及びその化合物		0.8 以下	4,000 以下	24 以下	
ほう素及びその化合物	1 以下	4,000 以下	30 以下		
第三種特定有害物質 (農薬等・農薬+PCB)	シマジン	0.003 以下	—	0.03 以下	
	チオベンカルブ	0.02 以下	—	0.2 以下	
	チウラム	0.006 以下	—	0.06 以下	
	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	—	0.003 以下	
	有機りん化合物	検出されないこと	—	1 以下	

※基準改正(施行:令和3年4月1日)

(2) 調査の契機

以下の場合には、「土壤汚染状況調査」を実施し都道府県知事等に報告しなければなりません。

- ・「有害物質使用特定施設」の使用を廃止した場合（法第3条）
- ・一定規模以上の土地の形質変更の届出を受けて、土壤汚染のおそれがあると都道府県知事等が判断し、調査を命じられた場合（法第4条）
- ・都道府県知事等より、健康被害が生じるおそれがあるとして調査を命じられた場合（法第5条）

また、土地所有者等は、自主調査により土壤汚染が判明した場合などにおいて、都道府県知事等に区域の指定を申請することができます。（法第14条）

※有害物質使用特定施設：特定有害物質を製造、使用、処理する水質汚濁防止法に定める特定施設

① 「有害物質使用特定施設」の使用を廃止した場合（法第3条）

有害物質使用特定施設を廃止し水質汚濁防止法に定める届出をした後は、土地所有者等は、その土地の汚染の状況を調査して、調査結果を都道府県知事等に報告しなければなりません。

なお、引き続き工場等の敷地として利用する場合には、一時的に調査の免除を受けることも可能となっていますが、法改正により、このような一時的に調査の免除を受けた土地において、900m²以上の土地の形質変更を行う場合は届出が必要となり、都道府県知事等から調査命令を受けることとなります。

- #### ② 一定規模以上の土地の形質変更の届出を受けて、土壤汚染のおそれがあると都道府県知事等が判断し、調査を命じられた場合（法第4条）

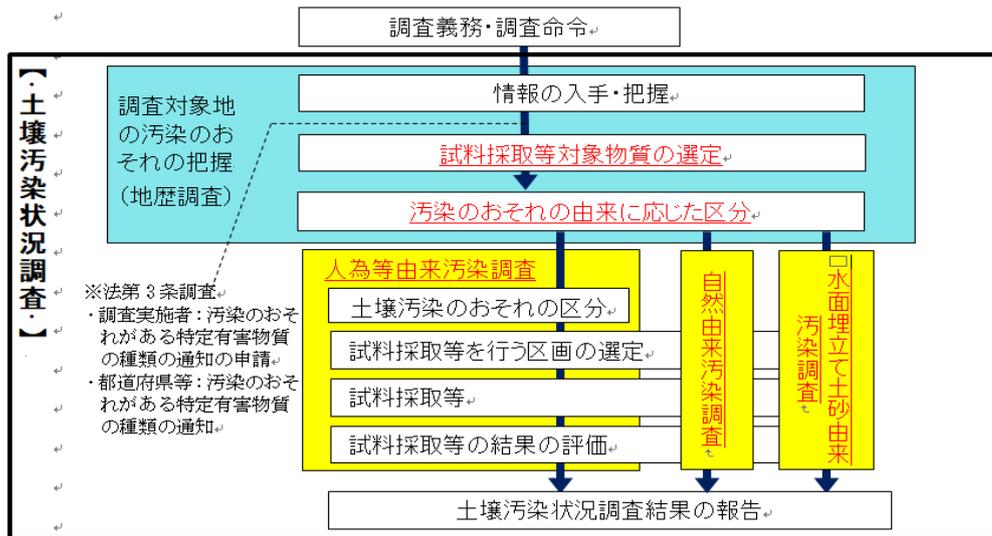
土地の形質変更を行う面積（掘削と盛土の合計）が3,000㎡以上である場合は、30日前までに届け出なければなりません。この届出を受けて、土壤汚染のおそれがあると都道府県知事等が認めた場合、土壤汚染状況調査が命じられることとなります。なお、法改正により、土地所有者等の全員の同意のもとに調査を行い、届出の際に併せて調査結果を提出することが可能となっています。

ただし、以下の土地については、900㎡以上の土地の形質変更を行う場合、届け出なければなりません。

- ・ 現に有害物質使用特定施設が設置されている（操業中の）工場等の敷地
- ・ 有害物質使用特定施設の使用の廃止後、法第3条の調査報告を行うまで、または、法第3条の調査免除の確認を受けるまでの工場等の敷地

(3) 土壤汚染状況調査

土壤汚染状況調査の実務は、環境大臣または都道府県知事等の指定を受けた「指定調査機関」が、土地所有者等の依頼を受けて以下の手順で実施します。



※汚染のおそれの由来に応じた調査

<u>人為等由来の汚染のおそれがある土地</u>	<u>人為等由来汚染調査</u>
<u>自然由来の汚染のおそれがある土地</u>	<u>自然由来汚染調査</u>
<u>水面埋立て土砂由来の汚染のおそれがある土地</u>	<u>水面埋立て土砂由来汚染調査</u>

※詳細：土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第3版）、令和3年4月更新

<http://www.env.go.jp/water/dojo/gl-man.html>

(4) 区域の指定

①調査結果の評価と区域の指定

土壤汚染状況調査の結果が「汚染状態に関する基準」に適合しない場合、都道府県知事等は当該区域を「要措置区域」または「形質変更時要届出区域」として指定します。なお、地下水の利用状況等により、健康被害を生ずるおそれがある場合には要措置区域に、健康被害を生ずるおそれがあるとはいえない場合には形質変更時要届出区域に指定します。また、汚染の除去等の措置により、指定の事由がなくなった場合は指定が解除されます。

②要措置区域等の分類

区域の分類		定義	健康被害のおそれ
要措置区域		健康被害を防止するために、汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域	あり
形質変更時届出区域	一般管理区域	人為等により汚染されている区域	なし
	埋立地管理区域	埋立地（または干拓地）であり、工業団地区域内、および将来にわたり地下水を飲用しない可能性が高い地域	なし
	埋立地特例区域	埋立地（または干拓地）であり、造成時の埋立材料が原因で基準に適合しない地域、 <u>およびその汚染状態が人為等に由来するおそれがない区域</u>	なし
	自然由来特例区域	汚染状態が専ら自然に由来すると認められ、重金属について基準に適合しない区域	なし

形質変更時要届出区域のなかに自然由来特例区域、埋立地特例区域、埋立地管理区域が設けられています。自然由来による汚染であれば自然由来特例区域、埋立材料の土砂が原因であれば埋立地特例区域となり、また、工業専用区域や地下水を飲用に使用供しない場合は埋立地管理区域となります。なお、このような区域については、調査方法、周辺地下水への汚染拡散防止対策などが緩和されています。

③自主調査による指定の申請（法第14条）

土地取引等に伴って広く行われている法に基づかない自主的な調査の結果、土壤汚染が発見された場合には、土地所有者等の申請に基づき、都道府県知事等は、その調査が公正に、土壤汚染状況調査と同じ方法により行われたと認めるときは、要措置区域等として指定することができます。

④要措置区域等の公示

都道府県知事等は要措置区域等を指定し公示します。また、指定が解除された土地については、その台帳を閲覧できることになっています。

※要措置区域等の一覧（環境省のホームページ）<http://www.env.go.jp/water/dojo/wpcl.html>

3-3 汚染の除去等の措置

都道府県知事等は要措置区域に指定をしたとき、土地所有者等に対して、相当の期限を定めて汚染の除去等の措置を講ずべきことを指示（「指示措置」）します。これを受けて土地所有者等は「汚染除去等計画」を作成して提出し、措置を実施した後は報告しなければなりません。そして、汚染の摂取経路のしゃ断が行われた場合は形質変更時要届出区域に指定されます。また、汚染の除去等の措置により、指定の事由がなくなった場合は指定が解除されます。

※詳細：土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第3版）、令和3年4月更新

<http://www.env.go.jp/water/dojo/gl-man.html>

(1)直接摂取の観点から土壤汚染がある場合（土壤含有量基準に不適合）

含有量基準に不適合の場合は、地表に露出した土壤の粉じんを吸引したり、手などに付着したものが口から摂取されないように措置する必要があります。

原則として「盛土」が指示され、盛土では支障のある場合は「土壌入換え」が指示されます。また、「舗装」なども同等の措置として認められています。

(2)地下水経由の観点から土壤汚染がある場合（土壤溶出量基準に不適合）

溶出量基準に不適合の場合は、雨水等により溶出した特定有害物質が地下水に入り、それを飲用することを避けるため、特定有害物質が地下水へ流入しないように措置する必要があります。汚染の状況に応じて、「地下水の水質の測定」、「原位置封じ込め」、「遮水工封じ込め」、「遮断工封じ込め」が指示され、同等の措置として、「土壤汚染の除去」などが認められています。

(3)搬入土の品質管理

掘削除去、盛土などの措置に用いる搬入土について、搬出元となる土地の利用履歴等により分析頻度が定められています。なお、この調査は指定調査機関が実施することが望ましいと通知されています。

土地の汚染のおそれの区分	調査頻度
<ul style="list-style-type: none"> 土壤汚染のおそれの区分が「<u>土壤汚染が存在するおそれがないと認められる土地</u>」 その他基準不適合土壤が存在するおそれがないと認められる土地 	5000m ³ 以下の量ごとの土壤
<ul style="list-style-type: none"> 土壤汚染のおそれの区分が「<u>土壤汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地</u>」 特定有害物質の製造、使用若しくは処理若しくは貯蔵若しくは保管に係る事業の用に供されていない土地、特定有害物質の埋設、飛散、流出若しくは地下への浸透をされていない土地 特定有害物質による汚染状態が自然に由来するおそれがないとはいえないと認められる土地 	900m ³ 以下の量ごとの土壤
<ul style="list-style-type: none"> 上記以外の土地 	100m ³ 以下ごとの土壤

(4)形質変更時要届出区域内における形質変更の届出（法第12条）

「土地の形質の変更をしようとする者」が、その着手の14日前までに、土地の形質の変更の種類、場所、施工方法および着手予定日などを都道府県知事等に届け出なければなりません。

（建設現場従事者の）産業廃棄物・汚染土壌排出管理者講習会のご案内

<産業廃棄物コース><残土・汚染土コース><総合管理コース>

【お問い合わせ先】（公財）産業廃棄物処理事業振興財団 講習会事務局 03-4355-0155

■講習会のホームページ <http://www.sanpainet.or.jp/service06.php?id=2>